

相談機関

☆お子さんの育児や発達についての相談機関

相談機関	電話番号	相談内容
子育て支援課 発達支援室	24-5215	お子さんの発達についての相談に応じます。
健康づくり課母子保健係 (原町保健センター)	23-3680	乳幼児健診・育児相談のほか、乳幼児発達相談会・ことばの相談会を行い、ことばや行動面で専門的な相談を必要とする乳幼児とその保護者を対象に臨床心理士・言語聴覚士による検査・相談を行なっています。
社会福祉課 障がい福祉係	24-5241	障がい児者支援制度に係る各種制度の情報提供及び相談を行っています。
のびっこらんど愛愛	23-4690	発達の遅れなどの心配のあるお子さんの相談に応じます。
きっずサポート「かのん」	23-3131	発達の遅れなどの心配のあるお子さんの相談に応じます。
じゅにあサポート「かのん」	26-6977	発達の遅れなどの心配のあるお子さんの相談に応じます。
ちゃいんどサポート「かのん」	26-5699	発達の遅れなどの心配のあるお子さんの相談に応じます。
幼児ことばの教室	22-4708	ことばの遅れ、発音、吃音、その他の発達の相談に応じます。
福島県相双教育事務所	26-1314	支援を必要とする幼児、児童生徒と保護者、教職員等の相談に対応いたします。
福島県相双保健福祉事務所 障がい者支援チーム (障がい者)	26-1132	障がい児者支援制度に係る各種制度の情報提供及び相談を行っています。
福島県相双保健福祉事務所 児童家庭支援チーム (障がい児)	26-1134	小児慢性特定疾病（政令で指定された704疾病）に該当する児童等に対する医療費の助成及び相談支援を行っています。 長期に支援が必要なお子さんを持つ母親の自主グループ「おひさまクラブ」の事務局として会への参加等の相談に応じています。

相談機関	電話番号	相談内容
福島県浜児童相談所 南相馬相談室	26-1135	子どもの虐待、養護、不登校、障がい、非行、性格、しつけなどあらゆる児童の福祉に関する相談に応じます。
地域支援センター「しせい」 (福島県立相馬養護学校内)	35-5506	障がいのある幼児・児童・生徒の養育や教育に関することなどについて、相談・助言を行っています。また、就学前の幼児を対象とした親子学級を開催し、養育相談・支援を行っています。

☆県内の関係機関

相談機関	電話番号	相談内容
福島県養護教育センター (郡山市)	024-951-5598	発達や学習、生活に心配のある乳幼児、児童、生徒及びその保護者や関係者を対象とし、家庭や学校等の養育、学習、生活等に関することの教育相談を実施します。
福島県教育センター (福島市)	0120-453-141	学校生活や家庭生活に関すること(不登校、いじめ、集団生活、学業、進路、非行、性格、子育て等に関する心配事)について相談を行います。来所による相談も受け付けております(要予約)。
福島県発達障がい者支援センター (郡山市・福島県総合療育センター内)	024-951-0352	発達障がいやその疑いのある方やその家族の相談支援、発達支援、就労支援等を行います。

☆相談支援事業所

障がい者や障がい児の保護者などからの相談に応じ、情報提供や、事業者などとの連絡調整を行います。

事業所名	電話番号	住所	対象
相談支援相馬事業所	24-3553	原町区桜井町 1-77-2	障がい児 障がい者
相談支援センターほっと悠	24-0014	原町区本陣前 1-67	障がい者
はらまちひばりワークセンター	24-4123	原町区北町 522	障がい者

事業所名	電話番号	住所	対象
相談支援事業所 そらまめ	24-0222	原町区上渋佐字原田 94-4	障がい者
指定特定相談支援事業所 「ともに」	46-2527	鹿島区鹿島字上沼田 120	障がい者

☆子育て支援センター

子育てに対する不安や悩みについての相談や育児講座の開催、育児サークルの育成・支援、保護者同士の交流の場の提供など、地域に密着した子育ての拠点です。

問合せ先： 原町子育て支援センター(原町あずま保育園内 TEL24-4558)

☆主な福祉サービス・手当など

種類	内容	問い合わせ先
身体障害者手帳	身体に障がいのある方に対し交付され、各種福祉サービスを受けることができます。	社会福祉課 24-5241 社会福祉課 24-5241
療育手帳	知的障がいのある方に対し交付され、各種福祉サービスを受けることができます。	
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約のある方に対し交付され、各種福祉サービスを受けることができます。	
障害児福祉手当	20歳未満の重度の在宅障がい児(者)でその障がいのために日常生活において常時の介護を必要とする方に対して手当が支給されます。	
特別障害者手当	20歳以上の著しく重度の障がいにあるため、日常生活において常時、特別の介護を必要とする最重度の障がい者に対し手当が支給されます。	

種 類	内 容	問い合わせ先
特別障害者手当	20歳以上の著しく重度の障がいにあるため、日常生活において常時、特別の介護を必要とする最重度の障がい者に対し手当が支給されます。	社会福祉課 24-5241
重度心身障がい者医療費助成制度	心身に重度の障がいをお持ちの方に対し、医療保険診療の自己負担分について助成する制度です。	
自立支援医療（精神通院医療）	精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する者に対し、通院医療にかかる医療費が支給されます。原則、医療保険診療にかかる1割の自己負担がありますが、世帯収入と症状（重度かつ継続に該当するか否か）によって上限額が設定されます。	
自立支援医療費（育成医療）と相談	手術等により育成医療の対象となるお子さんの医療費申請の受付や相談をお受けします。	
特別児童扶養手当	心身に重度または中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している方に支給されます。	子育て支援課 24-5215
未熟児養育医療助成	出生時の体重が2000g以下であるなど、医師が入院を必要と認めた未熟児が、指定養育医療機関に入院した場合に、保険適用となる医療費や食事療養費等の費用を給付します。一部自己負担が発生します。	
小児慢性特定疾病医療費と相談	小児慢性特定疾病患者さんの医療費申請の受付や療養相談をお受けします。	相双保健福祉事務所 児童家庭支援チーム 26-1134
慢性疾病児相談	慢性疾病や身体障がいのあるお子さんの在宅療養における相談や家族同士の交流会等を開催しています。	相双保健福祉事務所 児童家庭支援チーム 26-1134

☆親の会や各種団体

親の会・団体名称	活動内容	連絡先	電話番号
障がい児者 ひまわりの会	心身に障がいをもつ子どもの 幸せな成長を助け、また、障が いをもつ者の人権を守り、さら に地域社会への理解を得るこ とに努め、同時に会員の研鑽を 目的として活動しています。	原町聖愛こども園	22-5090
福島県自閉症協会 相双分会	会員相互の親睦を図り、情報交 換を行うとともに自閉症児・者 の権利擁護のため、医療、教育、 就労、福祉の向上を目的として 活動する団体です。	事務局 岡	22-0398
おひさまクラブ	障がいや慢性疾病のあるお子 さんとそのご家族が安心して 集まれる子育てサークルです。 活動内容として、読み聞かせや リトミック、子育てに関する学 習会、親同士の交流会等を行っ ています。	福島県相双保健福祉 事務所 児童家庭支援チーム	26-1134
南相馬市原町 手をつなぐ親の会	障がい児の幸せな成長を助け、 人権を守り、地域の皆様の理解 と協力を得ていくことが大切 であることから、親達の研鑽の ために組織された団体です。	ひばり 就労支援作業所	24-4123
太陽の会	精神障がい者の自立と生活の 向上を目指すことを目的とし て活動しています。	代表 清水	090-7568-7415

親の会・団体名称	活動内容	連絡先	電話番号
日本ダウン症協会 福島県支部 (福島ひまわり会)	福島県に住むダウン症の子ども達のすこやかな成長を願って情報交換しながら、定例会・講演会・親子お泊り会・施設見学会・クリスマス会・芋煮会・会報発行・ダンス教室を行っています。 (活動場所：福島市・郡山市・いわき市)	子育て支援課 発達支援室	24-5215
H. L. E. P (ダウン症の親と子の会)	ダウン症の子を対象とした0歳からのマンツーマンによる早期療育を中心に自己表出のための音楽療法、親子によるパンやピザ作り、クリスマス会等の年中行事を楽しむ会、中学以上での自立のためのクッキングを行っています。 (活動場所：福島市)	会長 飯田	Tel&fax 024-544-6512 090-1496-0971
NPO法人 スローエクスプレス	医療機関で高機能自閉症・アスペルガー障がいと診断された高校生以上の子どもの親を対象に親同士の情報交換や学習会の参加活動をしています。本人たちの会「やまびこ」があります。 (活動場所：福島市)	子育て支援課 発達支援室	24-5215
高機能自閉症・アスペルガー症候群親の会 「ペガサス」	高機能自閉症・アスペルガー障がいの子どもを持つ親を対象に定例会、親同士の情報交換や学習会への参加をしています。 (活動場所：福島市)	子育て支援課 発達支援室	24-5215

☆子育てサークル

問合せ先

- 子育て支援センター 24-4558
- 南相馬市健康づくり課母子保健係 23-3680
(原町保健センター)
- 原町聖愛こども園 22-5090